

石川県旅費支給事務労働者派遣業務に係る質問への回答

番号	項目	質問内容	回答
1	様式3-2 1 派遣労働者の質の確保	派遣スタッフへの8時間キャリアアップ研修対応について 派遣先(貴県)のご協力を頂けますでしょうか。 例えば、貴県側の全体研修に参加させて頂く事や、就業時間中に弊社の各種研修メニュー(e-ラーニング等)をパソコンお借りしての対応等	<p>○ 石川県旅費支給事務労働者派遣業務仕様書(以下「仕様書」という。) 「9 通勤費等の費用負担」にあるとおり、旅費支給事務に必要な旅費の制度、システム等に関する教育訓練については、県が、派遣労働者に対し実施します。 当該教育訓練を、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の2第1項に規定する教育訓練に含めることができるかについては、 ・労働者派遣事業関係業務取扱要領(平成29年5月厚生労働省職業安定局)P165第7-3(3)ハ ・平成27年9月30日施行の改正労働者派遣法に関するQ&A(厚生労働省)Q6 によるものと考えます。</p> <p>○ 就業時間中に、派遣元の研修メニューを受講することは、県と派遣元が事前に協議を行ったうえ、受講の時期、時間、方法等が本県の業務に支障がないと認められる場合について、可能と考えます。なお、当該派遣元が行う研修の受講中は、本県の業務には従事していないことから、派遣料金の支払い対象となりません。また、県のパソコンを従業務以外に使用することはできません。</p>
2	様式3-2 6 派遣料金	同一労働同一賃金の観点から 派遣スタッフにも、貴県職員と同条件の交通費等対応頂けますでしょうか。 対応頂けましたら、企画提案書6(派遣料金)の欄に、派遣料金と別途ご提案させていただきます。	企画提案書様式3-2「6派遣料金」にあるとおり、「通勤手当」等を含めた、派遣料金を提案してください。
3	様式3-2 6 派遣料金	当該業務に対する経験者と未経験者などで派遣料金を別途設定することは可能でしょうか。	「仕様書」で提示する労働者派遣業務を実施するにあたっての「派遣料金」を提案いただくものです。派遣労働者の業務経験の差による複数の派遣料金の提案はできません。